

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：モロッコ国港湾の運営効率化・脱炭素化のための整備・高度化に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：モロッコ国港湾の運営効率化・脱炭素化のための整備・高度化に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00323

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：モロッコ国港湾の運営効率化・脱炭素化のための整備・高度化に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式ーランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年9月から2027年2月
先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
モロッコ事務所
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 7月 7日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026年 7月 8日 12時まで
3	質問への回答	2026年 7月 13日まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026年 7月 17日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026年 8月 3日 11時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/EjyHTjFveJ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「26a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

2) 入札書の提出期限後に到着した入札

3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

4) 明らかに連合によると認められる入札

5) 同一競争参加者による複数の入札

6) 条件が付されている入札

7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙3「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ

引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

モロッコ王国(以下「モロッコ」という。)の主要な国際港湾は、地中海に面するタンジェ・メッド港(Tangier Med Port)および大西洋に面したカサブランカ港をはじめとする複数の港湾から構成されており、地理的条件や取扱貨物の特性に応じて、それぞれ異なる役割を担っている。これらの港湾は、欧州、アフリカ、中東を結ぶ国際物流ネットワークの要衝として機能するとともに、モロッコの対外貿易の約98%を担い、経済競争力の鍵となっている。特にタンジェ・メッド港は、地中海と大西洋の結節点という地理的優位性を背景に、モロッコ最大のコンテナ取扱港として発展するだけでなく、投資を促進し雇用を創出する競争力ある産業集積地の形成を通じて、地域開発の原動力としての役割も果たしている。また、カサブランカの南側に位置するジョルフ・ラスファール港(Jorf Lasfar Port)は、モロッコ最大級の鉱物・エネルギーを扱う港であり、同国政府は本港を脱炭素・再生可能エネルギー対応型の港として拡張し、グリーン化を推進していく計画である。

モロッコの安定的な経済成長や製造業・物流関連産業の発展を背景に、主要港湾におけるコンテナ貨物取扱量は中長期的に増加傾向にある。これに対応するため、各港湾においてはコンテナターミナルの段階的な拡張、港湾施設の近代化ならびに運営効率の向上が進められてきた。2010年時点における港湾のキャパシティは年間約2億トンに留まっている一方、2030年には、港湾での貨物取扱量が2010年比で3~4倍となる年間2億9,000万~3億7,000万トンに増加すると予測されている。係る状況から、港湾システム全体としての処理能力確保および機能分担の最適化がモロッコ政府にとり重要な課題となっている。

モロッコ政府は、国家開発戦略および新開発モデル(Nouveau Modèle de Développement)において、持続可能な経済成長、産業競争力の強化、ならびに欧州・アフリカを結ぶ物流ハブとしての地位確立を重要課題として掲げている。運輸・物流分野においては、港湾、鉄道、道路を一体的に整備するとともに、デジタル技術を活用した物流管理の効率化、エネルギー利用の高度化および温室効果ガス排出削減(脱炭素)への対応を進める方針が示されている。また、国家港湾戦略2030(Stratégie portuaire nationale à l'horizon 2030)等の運輸セクター関連上位計画では、国

内の主要港湾を中核としつつ、港湾相互の役割分担と連携を通じて、全国的な港湾ネットワークの強化を図ることとしている。あわせて、港湾運営、貨物荷役、通関・情報処理におけるデジタル化及び情報連携の高度化、並びにジャストインタイムの導入を通じ、貨物の流れや船舶の到着予定を踏まえた計画的な港湾管理を行うことで、需要に応じた効率的な運営の実現し、先の見通せる信頼性の高い輸送サービスの確立を目指している。一方で、これらの高度化はサイバーリスクに対する脆弱性を高める側面も有しており、安定的かつ持続的な港湾運営の確保の観点から、サイバーセキュリティの強化も不可欠となっている。

これらの状況に加え、モロッコ側から港湾の運営効率化・脱炭素化に向けた整備・高度化、さらにはサイバーセキュリティ強化に関する技術協力の要請があり、その具体的な協力の可能性や内容の検討に必要な情報の収集・分析が必要となった。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、モロッコ国の主要港湾の現状を把握・分析し、港湾運営の高度化および脱炭素化に係る課題とニーズを整理するとともに、有償資金協力を含む JICA 協力事業としての可能性、必要性および協力内容を検討・提案することを目的とする。

調査対象はモロッコ国の主要港湾(カサブランカ港、ジオルフ港、タンタン港、加えてモデル・ケースとしてタンジェ・メッド港を想定)とし、港湾開発の中長期計画、管理・運営体制、物流・後背地との連携、脱炭素化、デジタル化・運営の高度化の取組状況を中心に情報収集・分析を行う。あわせて、本邦技術の活用可能性を検討し、港湾アップグレード戦略案・計画案および JICA 協力事業候補案件を整理する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 港湾開発計画等と提案内容の整合性

モロッコ国の港湾政策や中長期開発計画(国家戦略、港湾マスタープラン等)ならびに関連する法制度・規制枠組みとの整合性を十分に確認すること。特に、対象港湾における開発方針、物流・産業政策、環境・脱炭素政策との整合性、関係機関の役割分担や制度的制約を踏まえ、提案内容が実現可能かつ持続的に運用可能となるよう留意すること。

(2) 関係機関との協議・情報共有及び合意形成

関係機関(港湾当局、関係省庁、港湾運営事業者、物流事業者等)との適時・適切な協議を実施し、調査・検討の各段階において結果を共有すること。また、各主体の役割や利害関係を踏まえつつ、計画内容や提案事項について十分に説明し、関係機関からの意見を反映しながら、必要に応じて再検討を行い、調査・検討結果の共有並びに合意形成を重視すること。

(3) 港湾運営のデジタル化、高度化、脱炭素化

港湾運営のデジタル化、高度化、脱炭素化に関する協力案の提案にあたっては、技術的実現性、制度面、運営能力を総合的に勘案すること。特に高度化については港湾運営、貨物荷役、通関・情報処理におけるデジタル化及び情報連携の高度化、並びにジャストインタイムの導入を通じ、貨物の流れや船舶の到着予定を踏まえた計画的な港湾管理を行うことで、需要に応じた効率的な運営を実現し、先の見通せる信頼性の高い輸送サービスの確立を目指すことを想定している。さらにデジタル化や情報連携の高度化にあたってはサイバーセキュリティの能力強化にも配慮する必要がある。また脱炭素化については、脱炭素・再生可能エネルギー対応型の港として拡張するための施設・機材のアップグレードを想定している。

(4) 本邦技術の活用可能性

本邦技術の活用可能性については、モロッコ側の意向やニーズ、優先課題を十分に踏まえたうえで、現地の導入条件(インフラ環境、コスト、制度・規制、運用体制等)および維持管理能力(人材、技術力、財政面)を考慮し、総合的に検討すること。また、技術の適合性や持続的運用の可能性、現地への技術移転や能力強化の必要性についても十分に留意すること。

(5) パイロット活動の実施

本調査では、情報収集の一環として、上記本邦技術の導入の可能性を検証するため、パイロット活動の実施を想定している。パイロット活動では、対象となる技術を活用した本邦製の情報システムや機材を調達した上で、試験的に、対象とする港湾(上記の対象港湾の内、一カ所)で試用し、その効果(上記計画的な港湾管理、効率的な港湾運営、信頼性の高い輸送サービスの確立などに対する効果)を確認する。プロポーザルでは、想定される情報システムや機材を明示した上で技術の内容、試用方法や期待される効果などを提案すること。なお、パイロット活動において対象とする技術・機材については、受注者が候補案を提案するものとするが、その採用及び調達に係る決定は発注者が行うものとする。

また、パイロット活動の実施にあたっては、実施費用が2百万円以内である制約を踏まえ、小規模かつ実現可能な本邦技術を活用した活動を想定している。なお、必要経費については定額計上とし、上記の調査を通じて見出された有望なパイロット活動を調査期間中に打合簿で合意して実施する。

第4条 調査の内容

本調査では、モロッコの主要港の現状を把握・分析するとともに、有償資金協力プロジェクトを含む JICA の協力事業としての可能性や必要性、内容等に関する、情報収集・確認・提案を行い、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的な業務内容は次のとおりとする。

(1) 準備業務(2026年9月上旬)

- ① 案件背景・内容を把握(関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、調査計画を策定する。
- ② 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート(案)及びモロッコ側関係機関(C/P機関等)に対する質問票(案)(英仏文)を作成する。
- ③ 当機構に対してインセプション・レポート(案)及び質問票(案)の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて最終化し、当機構の承認を得る。
- ④ 有償資金協力や技術協力を念頭に可能性のある協力の候補(案)を検討する。

(2) 現地業務(2026年9月中旬～2027年1月下旬、渡航2回を想定)

- ① JICAモロッコ事務所等との打合せを実施する。
- ② モロッコ側関係機関との協議・調整の上、現地調査を実施する。
- ③ JICAモロッコ事務所が事前にモロッコ側関係機関に配付した質問票への回答や上記(1) 1及び2を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、港湾運営のデジタル化、高度化や脱炭素化の観点から現状と課題を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 港湾分野における中長期開発計画に関する情報を収集し、分析する。
 - イ) 貨物輸送(水上)、貨物需要予測、港湾開発計画、港湾管理・運営、各港湾の役割分担、建設・運営の制度的枠組み及び官民の役割分担、後背地、経済特区、物流、通関・保税等における関連各組織の現状を確認する。
 - ウ) 港湾分野における脱炭素化を中心に、気候変動対策に向けた関連計画および取組状況を把握する。
 - エ) 港湾運営におけるデジタル化・高度化(自動化含む)、ジャストインタイムの導入(荷繰りの合理化やターミナルゲートの予約システム等)、カーボンニュートラルの取組み、サイバーセキュリティ等に関する現状とニーズを把握する。
 - オ) 主要港湾施設(カサブランカ港、ジヨルフ港、タンタン港、加えてモデル・ケースとしてタンジェ・メッド港を想定)の現状や課題等を確認・分析する。
 - カ) 港湾分野の脱炭素化や運営の効率化に貢献するハード・ソフトの両面での本邦技術の活用可能性を検討する(当該分野で本邦企業が有する技術、日本国内での適用事例(適用されている港湾、導入内容、効果等)、当該技術を有する企業の技術供給能力、海外展開に対する意向・実績等)。

- ④ 上記の現状分析・提案を踏まえ、モロッコ側との合意を得たうえでパイロット活動³を通じて、本邦技術の活用可能性などを分析する。
 - ⑤ 港湾及び背後地での次世代エネルギーの導入や再生可能エネルギーの導入の基礎的な検討を行う。
 - ⑥ 本分野に係るモロッコ港湾アップグレード戦略案・計画案を作成する。
 - ⑦ 本分野に係る有償資金協力プロジェクト、技術協力プロジェクト等について、各案件の概要を整理した候補案件リストを作成する。
 - ⑧ 現地調査中間結果を踏まえ、インテリム・レポートを作成し、提出する。
 - ⑨ 現地調査結果を取りまとめてドラフトファイナルレポートを作成し、モロッコ側関連機関、JICA モロッコ事務所等に報告の上、モロッコ側関係機関に対し、調査結果を踏まえ、同国の課題解決に貢献し得る本邦技術の紹介を行う。
- (3) 整理業務(2027年2月上旬)
- ① ドラフトファイナルレポートをもとに本分野に係るモロッコ港湾アップグレード戦略案・計画案を提案する(パイロット活動結果も考慮)。
 - ② 同様に本分野に係る有償資金協力プロジェクト、技術協力プロジェクト等に関して整理した候補案件リストを提案する。
 - ③ 調査結果等を踏まえてファイナル・レポートを作成する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は「調査業務」であり、本業務の成果品は「最終報告書」とする。業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。

- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出期限	言語	形態	部数
インセプション・レポート	9月下旬	日本語	電子データ	-
インテリム・レポート	11月下旬	日本語、仏語	電子データ	-

³ 港湾運営効率化・脱炭素化に資する短期間かつ小規模で実施・実証可能なパイロット活動(ソフトウェアやアプリ導入、小規模機材据付等)を技術提案書にて提案すること。

ドラフトファイナルレポート	12月下旬	日本語、仏語	電子データ	-
最終報告書	契約履行期限 末日	日本語、英語、 仏語	電子データ	-
			製本	日本語3、英語 4、仏語4
			CD-R	4

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

最終報告書の記載項目案は以下の別紙1の通りとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

2. 作成資料

作成した資料一式(電子データ)

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 活動に関する写真

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1

報告書目次案

本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定する。

要約

第1章 調査の概要

- 1.1 調査の背景と目的
- 1.2 調査対象国・分野の概要
- 1.3 調査方法(基本方針、調査工程、実施体制、要員計画)
- 1.4 調査スケジュール

第2章 モロッコ港湾セクターの概況

- 2.1 モロッコの経済動向と物流・港湾の役割
- 2.2 港湾セクターの政策・制度枠組み
- 2.3 港湾分野の中長期開発計画
- 2.4 港湾管理・運営体制および官民の役割分担

第3章 港湾・物流の現状分析

- 3.1 現地調査対象都市に対する協力内容の提案
- 3.2 協力実施に向けた連携可能性及び実施アプローチ
- 3.3 今後の支援方針及び留意事項

第4章 港湾・物流の現状分析

- 4.1 貨物輸送の現状(水上輸送・貨物量推移)
- 4.2 貨物需要予測
- 4.3 港湾開発計画の現状
- 4.4 各港湾の役割分担
- 4.5 後背地、経済特区、物流ネットワーク
- 4.6 通関・保税制度および関連機関の現状

第5章 港湾分野における脱炭素化・気候変動対策

- 5.1 気候変動・脱炭素化に関する政策・計画
- 5.2 港湾分野における脱炭素化の取組状況
- 5.3 課題および今後の対応方向性

第6章 港湾運営の高度化・デジタル化の現状と課題

- 6.1 港湾運営のデジタル化・自動化の現状
- 6.2 ジャストインタイム導入状況(ゲート予約等)
- 6.3 カーボンニュートラル対応の取組
- 6.4 サイバーセキュリティの現状と課題
- 6.5 ニーズ整理と改善の方向性

第7章 主要港湾別現状分析

- 7.1 カサブランカ港の現状と課題
- 7.2 ジョルフ港の現状と課題
- 7.3 タンタン港の現状と課題
- 7.4 タンジェ・メッド港の現状と課題
- 7.5 主要港湾の比較分析

第8章 本邦技術の活用可能性分析

- 8.1 港湾脱炭素化・運営効率化に資する本邦技術の整理
- 8.2 日本国内の適用事例
- 8.3 本邦企業の技術供給能力および海外展開実績
- 8.4 モロッコ港湾への適用可能性評価

第9章 パイロット活動の実施および結果

- 9.1 パイロット活動の目的と内容
- 9.2 実施体制およびプロセス
- 9.3 実施結果と得られた知見
- 9.4 本邦技術活用可能性の検証結果

第10章 次世代エネルギー・再生可能エネルギー導入の基礎的検討

- 10.1 港湾および背後地におけるエネルギー需要
- 10.2 次世代エネルギー導入の可能性
- 10.3 再生可能エネルギー活用の方向性

第11章 モロッコ港湾アップグレード戦略案・計画案

- 11.1 戦略案策定の考え方
- 11.2 港湾アップグレードの基本方針
- 11.3 分野別・段階別施策案

第12章 JICA 協力事業候補案件の整理

- 12.1 有償資金協力プロジェクト候補
- 12.2 技術協力プロジェクト候補
- 12.3 その他スキーム・プロジェクト候補
- 12.4 各候補案件の概要整理（目的・内容・効果）

第13章 結論および今後の対応

- 13.1 調査結果の総括
- 13.2 JICA 協力事業としての可能性と必要性
- 13.3 今後の検討課題と提言

別紙 2

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	港湾分野における本邦技術を活用したパイロット活動	第4条 調査の内容(2) 現地業務

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 7.01 人月

(現地渡航回数：延べ6回)

業務従事者構成の検討に当たっては、港湾分野における開発計画、脱炭素、DX、サイバーセキュリティの専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙3 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：中東・北アフリカ地域

2) 語学能力：英語（フランス語ができると望ましい）

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

・要請書（港湾公社が実施機関となる港湾の運営効率化・脱炭素化のための整備・高度化に関する技術協力の要請書）。

2) 公開資料

なし

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄仏/アラビア語）	無（C/P との間で発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国で使用する言語は仏語（及びアラビア語）です。）
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モロッコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業

務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

*評価対象とする類似業務：港湾分野（運営効率化、脱炭素化、DX・サイバーセキュリティ）に係る各種業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して

ください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります (2,000,000円 (税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	パイロット活動費	「第2章 特記仕様書案 第3条 調査実施の留意事項 (5)パイロット活動の実施	2,000,000円	機材・システム関連費、設置・導入費、人件費等	機材費

(4) 旅費 (航空賃) について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用 (買替対応費用) を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください (首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(5) ランプサム (一括確定額請負) 型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム (一括確定額請負) 型の対象業務とします。

以上

別紙3：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2